

「合理的配慮（注意欠如多動性障がい編）」

大阪教育大学教授

井坂行男

今回は発達障がいの一つである注意欠如多動性障がいのある子ども達についてです。

文部科学省は「年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす」状態を注意欠如多動性障がいと説明しています。平成二十四年度の同省の調査では通常の学級に在籍する3・6%の子ども達に行動面での著しい困難があり、学習面の困難も併せ有する場合もあると報告されています。

注意欠如多動性障がいのある子ども達は生活や学習場面で忘れ物や間違いを繰り返す等の不注意、離席が多かったり手足をそわそわしたりする等の多動性、順番を待つことができなかつたり出し抜けるに質問してしまったりする衝動性の課題が生じます。

この障がいの原因は分かっています。脳機能に原因があるのではないかと考えられています。友人関係や勉強でつまずいてしまうと劣等感等を抱き、自己肯定感の低下や自信の喪失と併せて、不安感の高まりや感情のコントロールの難しさが生じることもあります。服薬が必要になる場合もあります。

共に学び合うための合理的配慮は自己客観視の促進、学習の内容や量を適切に分割すること、学用品等を管理しやすくする工夫やメモの活用、静かな環境の整備、危険防止への配慮です。学級では掲示物の整理整頓・精選やよい面を認め合えるような受容的な雰囲気や学級作りも必要です。成功体験や相談できる場、周囲の理解も大切になります。様々な人・物・事柄との出会いや関わりの中で生じる分りにくさの不安を減らし分ける安心感を増やしていくことはすべての子ども達に必要な配慮ではないでしょうか。